

川越市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

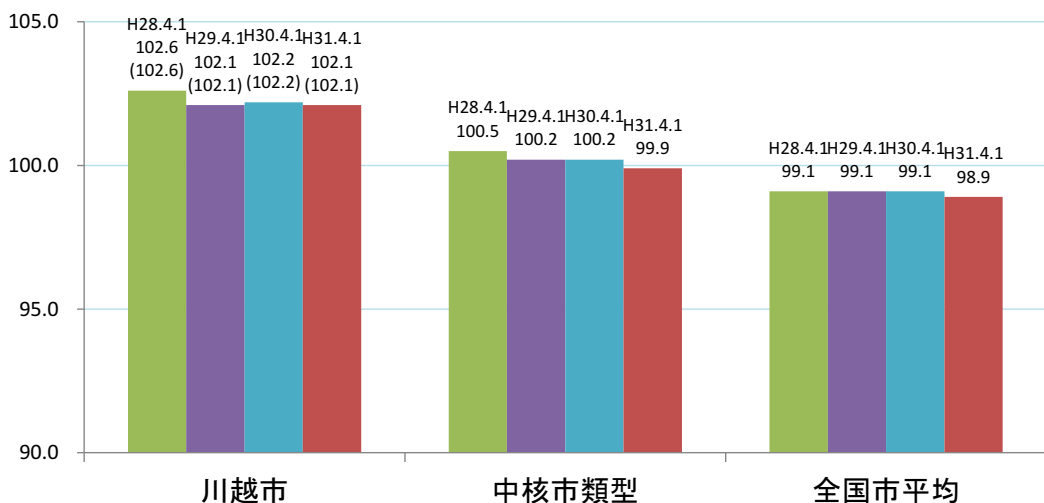
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成29年度の 人件費率
平成30年度	人 353,115	千円 109,687,678	千円 2,889,765	千円 17,984,256	% 16.4	% 16.6

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成30年度	人 2,108	千円 7,894,449	千円 2,084,582	千円 3,249,129	千円 13,228,160	千円 6,275	千円 6,405

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

平成28年4月1日の給与制度の総合的見直しに際し経過措置として実施している現給保障により、ラスパイレス指数が上昇していますが、時限的なものであり、現給保障が終了する段階で改善が図られる見込みです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成28年4月1日実施。

（内容）行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.3%引下げ。

また、激変緩和のため、5年間（令和3年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、川越市においても6%を支給。

	見直し後の支給割合（H28.4.1）	平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合
国基準による支給割合	6%	6%	6%	6%	6%
川越市の支給割合	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成28年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川越市	42.0	322,000	428,800	374,700
埼玉県	42.4	320,608	419,166	374,918
国	43.4	329,433	411,123	-
類似団体	41.8	319,221	414,070	364,521

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
川越市	49.4	322	327,100	383,900	371,900	-	-	-	-
うち調理員	47.2	56	302,000	341,000	336,400	調理師	43.5	272,800	1.25
うち清掃職員	50.5	102	336,500	406,400	386,900	廃棄物処理業	45.9	296,600	1.37
うち用務員	48.2	57	323,000	373,100	364,600	用務員	55.6	211,600	1.76
うち守衛	53.6	6	362,800	494,500	399,700	守衛	53.8	227,400	2.17
うち自動車運転手	54.2	12	351,100	474,400	415,300	自家用乗用 自動車運転手	61.6	212,500	2.23
埼玉県	55.8	228	350,412	412,602	396,600	-	-	-	-
国	50.9	2,431	287,312	329,380	-	-	-	-	-
類似団体	49.8	215	329,746	399,082	362,456	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
川越市	6,355,100	-	-
うち調理員	5,470,200	3,687,300	1.48
うち清掃職員	6,618,800	4,102,900	1.61
うち用務員	6,150,800	2,883,400	2.13
うち守衛	7,864,700	2,919,200	2.69
うち自動車運転手	7,664,400	2,737,900	2.80

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成28～30年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川越市	54.6 歳	402,200 円	518,800 円
埼玉県	43.6 歳	361,606 円	439,053 円
類似団体	46.6 歳	387,978 円	456,095 円

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		川越市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	187,200円	187,200円	180,700円
	高校卒	153,000円	153,000円	148,600円
技能労務職	—	158,300円	155,500円	—
高等学校教育職	大学卒	209,100円	209,100円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	273,800円	364,200円	387,100円	419,600円
	高校卒	234,000円	324,300円	352,600円	389,600円
技能労務職	—	270,700円	358,400円	371,700円	384,400円
高等学校教育職	大学卒	***, ***円	***, ***円	***, ***円	—

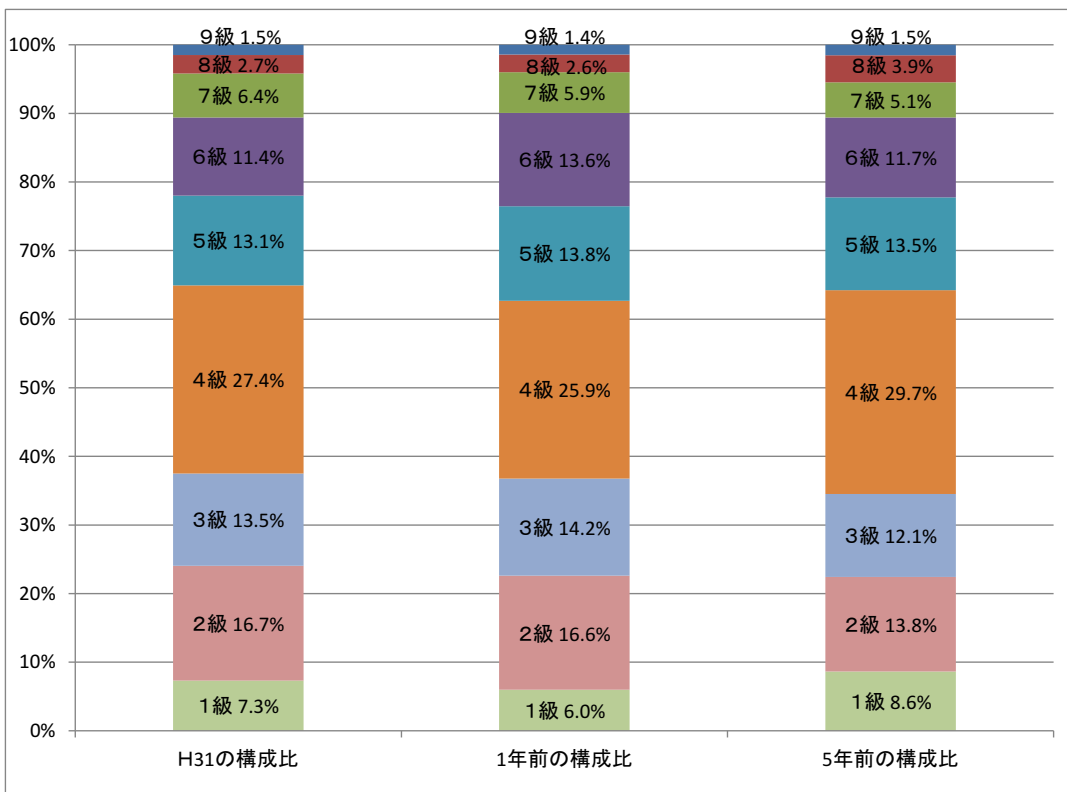
- (注) 1 高校卒は、当該年数の前後1年の職員を含みます。
 2 —は、該当職員がいないものです。
 3 *は、個人の特定を防止するため、非表示としています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

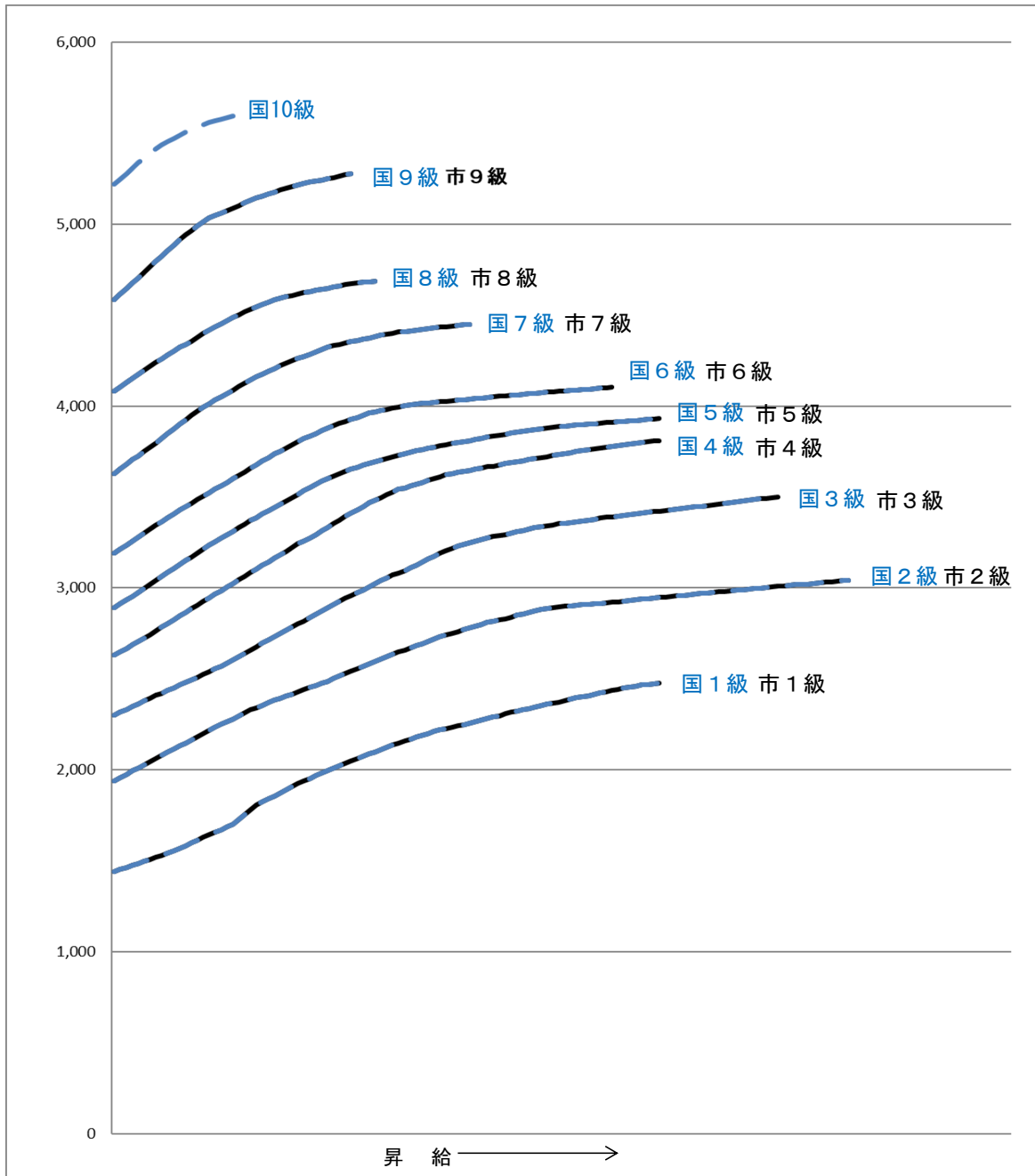
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成31年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	部長	18人	1.5%	458,400円	527,500円
8級	副部長	33人	2.7%	408,100円	468,600円
7級	課長	78人	6.4%	362,900円	444,900円
6級	副課長	139人	11.4%	319,200円	410,200円
5級	副主幹	159人	13.1%	288,900円	393,000円
4級	主査	334人	27.4%	263,000円	381,000円
3級	主任	164人	13.5%	230,000円	350,000円
2級	主事・技師	204人	16.7%	194,000円	304,200円
1級	主事補・技師補	89人	7.3%	144,100円	247,600円

(注) 1 川越市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(平成31年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川越市		埼玉県		国	
1人当たり平均支給額（平成30年度）		1人当たり平均支給額（平成30年度）		—	
1,571千円		1,749千円			
(平成30年度支給割合)		(平成30年度支給割合)		(平成30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.85 月分	2.60 月分	1.85 月分	2.60 月分	1.85 月分
(1.45) 月分	(0.9) 月分	(1.45) 月分	(0.9) 月分	(1.45) 月分	(0.9) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
		管理職加算	15～25%	管理職加算	10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和元年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率				
	上位、標準の成績率	○	○	○	○
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当(平成31年4月1日現在)

川越市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額	3,623千円	21,339千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		526,375 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		245 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
川越市	6%	2,147	6%

(4) 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		29,159 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		75 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)		18.4%		
手当の種類(手当数)		20		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
滞納処分業務手当	市税等の滞納処分にかかる捜索、差押え、公売(インターネットによる公売を除く)又は差押えた債権の取立て業務に従事した職員	市税等の滞納処分にかかる捜索、差押え、公売(インターネットによる公売を除く)又は差押えた債権の取立て業務	9 千円	日額 200円 上限 月 3,000円
医師業務手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員で、職務の級が4級の職員	医師又は歯科医師の業務に従事した職員	3,600 千円	月額 150,000円
	上記以外の医療職給料表(一)の適用を受ける職員	医師又は歯科医師の業務に従事した職員	783 千円	月額 87,000円
放射線取扱業務手当	病院等において放射線照射装置を使用して行う撮影等の業務に従事した職員	病院等において放射線照射装置を使用して行う撮影等の業務	83 千円	日額 250円 上限 月 5,000円
感染症防疫業務手当	感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護の業務に従事した職員	感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護の業務	32 千円	日額 320円
	感染症等が発生し、又は発生する恐れのある場合における感染症等の病原体に汚染された物件又は汚染された疑いのある物件の処理の業務に従事した職員	感染症等が発生し、又は発生する恐れのある場合における感染症等の病原体に汚染された物件又は汚染された疑いのある物件の処理の業務		
	伝染性病原体等の病原体を保有する獣畜又は保有する疑いのある獣畜に対する防疫の業務に従事した職員	伝染性病原体等の病原体を保有する獣畜又は保有する疑いのある獣畜に対する防疫の業務		日額 100円
社会福祉業務手当	生活保護にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務に従事した職員	生活保護にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務	2,879 千円	日額 150円 上限 月 3,000円
	障害者福祉にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務に従事した職員	障害者福祉にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務		
	高齢者福祉にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務に従事した職員	高齢者福祉にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務		
	家庭児童相談又は児童にかかる措置等の業務に従事した職員	家庭児童相談又は児童にかかる措置等の業務		
	あけぼの児童園における生活指導、発達支援の業務に従事する職員	あけぼの児童園における生活指導、発達支援の業務		
	ひかり児童園における生活指導、発達支援、機能回復訓練の業務に従事する職員	ひかり児童園における生活指導、発達支援、機能回復訓練の業務		
	職業センターにおける生活指導又は作業指導の業務に従事した職員	職業センターにおける生活指導又は作業指導の業務		
みよしの支援センターにおける生活指導又は作業指導の業務に従事した職員	みよしの授産学園における生活指導又は作業指導の業務			
精神保健福祉業務手当	精神障害若しくはその疑いのある者についての調査、診察若しくは診察の立会い又は精神障害者の入院のための移送の業務に従事した職員	精神障害若しくはその疑いのある者についての調査、診察若しくは診察の立会い又は精神障害者の入院のための移送の業務	241 千円	日額 320円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
犬捕獲等業務手当	犬の捕獲、収容、抑留又は移送の業務に従事した職員	犬の捕獲、収容、抑留又は移送の業務	3千円	日額 400円
試験等業務手当	次に掲げる業務に従事した職員 1 人体に有害なガスの発生を伴う業務 2 特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 3 病理細菌を取り扱う業務 4 毒物及び劇物取締法に基づく毒物又は劇物の製造所等の立入検査の業務（人体に有害なガス及び特に危険性を有する薬品を直接採取し、又は検査する業務を伴うものに限る。）	1 人体に有害なガスの発生を伴う業務 2 特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 3 病理細菌を取り扱う業務 4 毒物及び劇物取締法に基づく毒物又は劇物の製造所等の立入検査の業務（人体に有害なガス及び特に危険性を有する薬品を直接採取し、又は検査する業務を伴うものに限る。）	278千円	日額 300円
公害調査等業務手当	ガス、粉じん等の有害物、高熱、騒音等を発散する場所での環境の調査又は指導等の業務に従事した職員	ガス、粉じん等の有害物、高熱、騒音等を発散する場所での環境の調査又は指導等の業務	215千円	日額 370円
	有毒物に汚染されている恐れのある場所での環境の調査又は指導等の業務に従事した職員	有毒物に汚染されている恐れのある場所での環境の調査又は指導等の業務		
	産業廃棄物の処理等にかかる現地における環境の調査又は指導等の業務に従事した職員	産業廃棄物の処理等にかかる現地における環境の調査又は指導等の業務		
公園等管理危険作業手当	公園又は学校で主として動力機器を使用しての草刈、樹木の剪定又は伐採、蜂の巣の駆除、アメリカシロヒトリの防除、除草剤の散布等の作業に従事した職員	公園又は学校で主として動力機器を使用しての草刈、樹木の剪定又は伐採、蜂の巣の駆除、アメリカシロヒトリの防除、除草剤の散布等の作業	467千円	日額 110円
	上記の他公園内において著しく不快な業務に従事した職員	上記の他公園内において著しく不快な業務		
行旅死亡人収容業務手当	行旅死亡人の収容業務に従事した職員	行旅死亡人の収容業務	24千円	1回 3,000円
特殊車両運転手当	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務に従事した職員	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務	3,441千円	日額 200円 上限月 3,000円
	道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が5t以上のもの又は最大積載量が3t以上のもの）の運転の業務に従事した職員	道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が5t以上のもの又は最大積載量が3t以上のもの）の運転の業務		
し尿処理作業手当	し尿処理施設に勤務し、機械の運転管理、保守点検作業等に従事した職員	し尿処理施設に勤務し、機械の運転管理、保守点検作業等	85千円	日額 220円
し尿作業手当	し尿の収集処理、し尿の投入口での作業又は汚物作業に従事した職員	し尿の収集処理、し尿の投入口での作業又は汚物作業	14千円	日額 430円
道路等作業手当	道路上での維持管理作業に従事した職員	道路上での維持管理作業	461千円	日額 150円
犬猫死体処理業務手当	犬猫の死体処理作業に従事した職員	犬猫の死体処理作業	427千円	1回 200円
調理機器等整備業務手当	調理機器の修理及びボイラーの整備作業に従事した職員	調理機器の修理及びボイラーの整備作業	114千円	日額 110円
塵芥作業手当	塵芥の収集処理の作業に従事した職員	塵芥の収集処理の作業	7,448千円	日額 400円
教員特殊業務手当	学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務に従事した職員	学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務	8,174千円	日額 7,500円から 16,000円まで
	修学旅行等において生徒を引率して行う指導業務に従事した職員	修学旅行等において生徒を引率して行う指導業務		日額 5,100円
	対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務に従事した職員	対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務		日額 5,100円
	学校の管理下において行われる部活動における指導業務に従事した職員	学校の管理下において行われる部活動における指導業務		日額 3,600円
	学校の入学者の選抜に関する業務に従事した職員	学校の入学者の選抜に関する業務		日額 900円
教員業務連絡指導手当	主任等に充てられた教諭等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものに従事した職員	主任等に充てられた教諭等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるもの	352千円	日額 200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	776,185 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	440 千円
支給実績（平成29年度決算）	848,268 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	470 千円

(6) その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	配偶者 8,500円 子 1人につき 9,000円 父母等（配偶者及び子以外の扶養親族） 1人につき 6,500円 配偶者のいない場合の扶養親族の1人目 子：10,000円 父母等：7,000円	異なる	【国】 配偶者及び子に対する支給額が異なる。 配偶者：6,500円 子：10,000円	208,385千円	238千円
住居手当	貸家・貸間 家賃の額に応じて28,500円を限度に支給 持家 新築又は購入から5年以内 7,800円 上記以外 7,300円	異なる	【国】 貸家・貸間 家賃の額に応じて27,000円を 限度に支給	197,969千円	163千円
初任給調整手当	診療所及び保健所に勤務する医師及び歯科医師 に対し、採用後の期間に応じ、306,000円を超 えない範囲内で支給	同じ		6,866千円	2,289千円
通勤手当	【交通機関等を利用（2km以上）】 運賃等相当額（1月当たり55,000円を限度） 【交通用具を使用（2km以上）】 距離に応じた額（2,700円～28,000円） 【交通機関等と交通用具の併用（2km以上）】 交通機関等の利用距離等を考慮した額	異なる	【国】 交通用具に係る 距離区分及び支 給額が異なる。	168,332千円	91千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前 5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間 につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25 を支給	同じ		1,448千円	145千円
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき 4,200円 ※勤務時間が5時間未満の場合 勤務1回につき 2,100円	同じ		0円	0円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務するこ とを命ぜられた職員に対し、勤務1時間につき、 勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じ たて得た金額を支給	同じ		19,948千円	50千円
管理職手当	職務の級ごとに次の月額を支給 部長級 75,000円 副部長級 61,000円 課長級 55,000円 副課長級 45,000円	同じ		216,443千円	605千円
義務教育等教員特別手当	教育職員に対し、給料の号給に応じた額 (5,000円～20,200円)を支給			3,921千円	69千円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①公務の運 営の必要により週休日又は休日に勤務した場合 ②災害への対処等の臨時・緊急の必要により平 日深夜に勤務した場合に支給 部長級 12,000円(18,000円)【6,000円】 副部長級 10,000円(15,000円)【5,000円】 課長級 8,000円(12,000円)【4,000円】 副課長級 6,000円(9,000円)【3,000円】 ※()内は①で勤務時間が6時間を超える場合の 額 ※【 】内は②の場合の額	同じ		9,222千円	36千円

(注) 教育職員（市立川越高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手）の手当は、埼玉県教育職員の例によっているため、上記と異なる場合がある。

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1,073,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,180,000 円 / 722,400 円	
	副 市 長	896,000 円	974,000 円 / 717,600 円	
報 酬	議 長	641,000 円	827,000 円 / 584,000 円	
	副 議 長	588,000 円	748,000 円 / 504,000 円	
	議 員	576,000 円	700,000 円 / 475,000 円	
期 末 手 当	市 長	(平成30年度支給割合) 4.45月分		
	副 市 長	(平成30年度支給割合) 4.45月分		
手 地 当 域	市 長	給料月額6%		
手 退 職	市 長	(算定方法) 1,073,000円×在職月数×0.45	(1期の手当額) 23,176,800円	(支給時期) 任期ごと
	副 市 長	896,000円×在職月数×0.35	15,052,800円	任期ごと

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

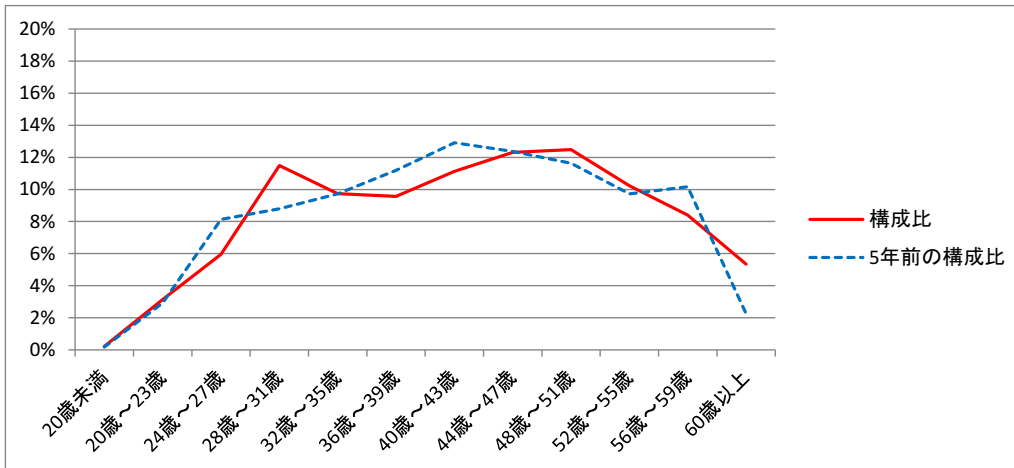
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年増減数	主な増減理由
		平成30年	平成31年		
一 般 会 計 部 門 普 通 会 計 部 門	議 会	13	13	0	
	総 務	363	370	7	国勢調査の準備年に当たることによる業務増に伴う増員 参議院議員選挙及び統一地方選挙事務へ対応するため増員 オリンピック関連事業の業務増による増員 等
	税 務	98	97	-1	職員配置の見直しによる減員 等
	民 生	537	542	5	児童発達支援センターの供用開始による増員 児童発達支援センター所管事務及び新たな権限移譲事務へ対応するための増員 等
	衛 生	311	307	-4	H A C C P 関連事務に対応するため増員 施設解体工事終了による減員 職員配置の見直しによる減員 等
	労 働	5	4	-1	職員配置の見直しによる減員
	農 林 水 産	33	33	0	
	商 工	30	33	3	指定管理者の更新に伴う業務増による増員 市内イベントに関する業務増による増員
	土 木	244	240	-4	公共施設の保全に関する体制強化のための増員 オリンピック関連事業の完了による減員 土地利用転換事務の進捗による業務減少による減員 等
	小 計	1,634	1,639	5	<参考> 人口1万当たりの職員数46.42人 類似団体の人口1万当たりの職員数 45.08人
教 育 部 門	450	445	-5	学校用務の見直しによる減員	
小 計	2,084	2,084	0	<参考> 人口1万当たりの職員数 59.02人 類似団体の人口1万当たりの職員数 62.49人	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	71	73	2	債権管理体制強化のための増員 等
	下 水 道	69	68	-1	職員配置の見直しによる減員
	そ の 他	74	74	0	職員配置の見直しによる増員 国民健康保険財政運営広域化に関する事務減少による減員
	小 計	214	215	1	
合 計		2,298	2,299	1	<参考> 人口1万当たりの職員数 65.11人
		[2,437]	[2,437]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成31年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 ～ 以上	計
職員数 (人)	5	72	136	265	224	220	256	282	287	236	193	123	2,299

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	1,576	1,576	1,631	1,629	1,634	1,639	63 (4.0%)
教育	483	488	497	485	450	445	-38 (-7.9%)
普通会計 計	2,059	2,064	2,128	2,114	2,084	2,084	25 (1.2%)
公営企業等会計 計	203	202	211	214	214	215	12 (5.9%)
総合計	2,228	2,258	2,262	2,266	2,339	2,299	71 (3.19%)

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成30年度	千円 5,955,308	千円 495,881	千円 452,841	% 7.6	% 8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費118,833,827円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成30年度	人 72	千円 281,375	千円 65,481	千円 114,733	千円 461,589	千円 6,411	千円 6,181

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
川越市	42.4 歳	350,367円	535,662円
団体平均	44.3 歳	340,929円	514,169円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川越市		団体平均	
1人あたり平均支給額(平成30年度) 1,572 千円		1人あたり平均支給額(平成30年度) 1,525 千円	
(平成30年度支給割合)			
期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分	—	
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%		—	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

川越市			団体平均	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
最高限度額	47.709月分	47.709月分		
その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）				
1人当たり平均支給額			512千円	1人当たり平均支給額
				9,232千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		18,202千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		245,976円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
川越市	6%	75	6%

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		183千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		45,763円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）		5.4%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊車両運転手当	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務に従事した職員	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務	149千円	日額 200円 上限 月 3,000円
	道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が5t以上のもの又は最大積載量が3t以上のもの）の運転の業務に従事した職員	道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が5t以上のもの又は最大積載量が3t以上のもの）の運転の業務		
水道管路維持作業手当	上水道管路の修繕等に従事した職員	上水道管路の修繕等の業務	62千円	日額 150円 上限 月 3,300円
	石綿管の改修作業等に従事した職員	石綿管の改修作業等の業務	—	日額 150円 上限 月 3,300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	17,874千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	293千円
支給実績（平成29年度決算）	21,785千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	357千円

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	配偶者 8,500円 子 1人につき 9,000円 父母等（配偶者及び子以外の扶養親族） 1人につき 6,500円 配偶者のいない場合の扶養親族の1人目 子：10,000円 父母等：7,000円	同じ		7,511 千円	208,625円
住居手当	貸家・賃間 家賃の額に応じて28,500円を限度に支給 持家 新築又は購入から5年以内 7,800円 上記以外 7,300円	同じ		8,263 千円	172,138円
通勤手当	【交通機関等を利用（2km以上）】 運賃等相当額（1月当たり55,000円を限度） 【交通用具を使用（2km以上）】 距離に応じた額（2,700円～28,000円） 【交通機関等と交通用具の併用（2km以上）】 交通機関等の利用距離等を考慮した額	同じ		5,522 千円	90,527円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ		—	—
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき 4,200円 ※勤務時間が5時間未満の場合 勤務1回につき 2,100円	同じ		—	—
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た金額を支給	同じ		166 千円	20,723円
管理職手当	職務の級ごとに次の月額を支給 部長級 75,000円 副部長級 61,000円 課長級 55,000円 副課長級 45,000円	同じ		8,004 千円	615,692円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合 ②災害への対処等の臨時・緊急の必要により平日深夜に勤務した場合に支給 部長級 12,000円(18,000円)【6,000円】 副部長級 10,000円(15,000円)【5,000円】 課長級 8,000円(12,000円)【4,000円】 副課長級 6,000円(9,000円)【3,000円】 ※()内は①で勤務時間が6時間を超える場合の額 ※【 】内は②の場合の額	同じ		311 千円	34,556円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 5,822,057	千円 181,520	千円 351,987	% 6.0	% 6.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 155,233,063円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 66	千円 256,443	千円 57,485	千円 104,953	千円 418,881	千円 6,347	千円 6,113

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、31年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
川越市	42.8 歳	355,635円	528,872円
団体平均	43.0 歳	337,379円	508,852円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川越市		団体平均
1人当たり平均支給額(平成30年度)		1人当たり平均支給額(平成30年度)
1,590 千円		1,504 千円
(平成29年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	—
2.60月分	1.85月分	
(1.45)月分	(0.9)月分	
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		—
役職加算	5~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成31年4月1日現在)

川越市			団体平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			
1人当たり平均支給額		0千円	1人当たり平均支給額 6,725千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		16,215 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		245,680円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
川越市	6%	65	6%

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		1,423 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		83,721円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）		25.8%		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊車両運転手当	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務に従事した職員	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務	131 千円	日額 200円 上限 月 3,000円
	道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が5t以上のもの又は最大積載量が3t以上のもの）の運転の業務に従事した職員	道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が5t以上のもの又は最大積載量が3t以上のもの）の運転の業務		
下水道管路維持作業手当	下水道管路及び下水ポンプ場の維持管理に従事した職員	下水道管路及び下水ポンプ場の維持管理業務	1,306 千円	日額 420円
排水等調査指導手当	工場排水等の調査において排水の採取等に従事した職員	工場排水等の調査において排水の採取等の業務	23 千円	日額 370円
下水道使用料滞納処分業務手当	下水道使用料の滞納処分に係る搜索、差押え、公売又は差し押さえた債権の取立ての業務に従事した職員	下水道使用料の滞納処分に係る搜索、差押え、公売又は差し押さえた債権の取立ての業務	—	日額 200円 上限 月 3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	13,634 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	239 千円
支給実績（平成29年度決算）	17,937 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	304 千円

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	配偶者 8,500円 子 1人につき 9,000円 父母等（配偶者及び子以外の扶養親族） 1人につき 6,500円 配偶者のいない場合の扶養親族の1人目 子：10,000円 父母等：7,000円	同じ		8,515 千円	258,030円
住居手当	貸家・貸間 家賃の額に応じて28,500円を限度に支給 持家 新築又は購入から5年以内 7,800円 上記以外 7,300円	同じ		7,465 千円	165,878円
通勤手当	【交通機関等を利用（2km以上）】 運賃等相当額（1月当たり55,000円を限度） 【交通用具を使用（2km以上）】 距離に応じた額（2,700円～28,000円） 【交通機関等と交通用具の併用（2km以上）】 交通機関等の利用距離等を考慮した額	同じ		4,773 千円	82,297円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ		—	—
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき 4,200円 ※勤務時間が5時間未満の場合 勤務1回につき 2,100円	同じ		—	—
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた得た金額を支給	同じ		118 千円	14,776円
管理職手当	職務の級ごとに次の月額を支給 部長級 75,000円 副部長級 61,000円 課長級 55,000円 副課長級 45,000円	同じ		5,292 千円	588,000円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合 ②災害への対処等の臨時・緊急の必要により平日深夜に勤務した場合に支給 部長級 12,000円(18,000円)【6,000円】 副部長級 10,000円(15,000円)【5,000円】 課長級 8,000円(12,000円)【4,000円】 副課長級 6,000円(9,000円)【3,000円】 ※()内は①で勤務時間が6時間を超える場合の額 ※【 】内は②の場合の額	同じ		168 千円	28,000円